

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月14日

支出負担行為担当官

福岡法務局長 鎌倉克彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

福岡法務局直方支局における土地閉鎖登記簿の電子化作業請負契約

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

仕様書のとおり

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役

務の提供等」においてD等級以上に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 予決令第73条の規程に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(4) その他応札者の条件等については、入札説明書及び仕様書による。

3 契約条項を示す場所

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号
福岡法務局会計課用度係（担当：松田）
電話 092-721-9261

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

5 入札説明書等の交付期間及び入手方法

(1) 交付期間

本公告の日から平成30年12月19日(水)17時15分まで(行政機関の休日に関する法律に掲げる日を除く。受付時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、12時00分から13時00分までを除く。)とする。

(2) 入手方法

前記3の場所及び電子調達システムにおいて交付する。

郵送により入札説明書等の交付を受ける場合、あらかじめ申し出るとともに、郵便切手250円（普通郵便の場合。）を添付した返信用封筒を同封し、前記3宛て送付すること。

なお、FAXやメールによる入手方法は認めない。

6 入札参加申込みに係る書類の提出期限等

(1) 提出期限

平成30年12月19日(水)17時15分まで

(2) 提出書類

ア 土地閉鎖登記簿電子化作業の調達に関する「資格・実績証明書」（別紙2） 1部

イ 応募する仕様に基づく「定価ベースによる総額を記載した価格証明書」
1部

※ 表題は「価格証明書」とし、仕様書記載の作業の具体的内容に沿った積算内訳（工数，技術者単価等）を記載して，入札者が署名又は記名押印を行うこと。

ウ 前記2(2)に掲げる平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
1部

エ 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員等名簿付き）」
1部

7 入札書の提出期限，提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成30年12月21日（金）17時15分まで

(2) 提出場所

前記3の場所又は電子調達システム

8 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

平成30年12月25日（火）10時00分

(2) 開札場所

福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号

福岡法務局4階大会議室又は電子調達システム

9 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本の標準時及び単位は計量法による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効

とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

前記3に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

前記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も入札説明書等を入手することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

以 上